袖ケ浦市長 粕谷 智浩 様

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の施設等利用費用

【 年 月~ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、 下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、袖ケ浦市内に居住していることを袖ケ浦市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを袖ケ浦市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を袖ケ浦市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を袖ケ浦市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定	生	年月日	年	月	月
氏 名	賞還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です	子どもとの続柄	現住所	電話:			

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

法第30条の4の認定種別 □ 第2号 □ 第3号 認 定 番 号			
生年月日 年 月 日 フリガナ			
年月日~ 年月日の間の住所 氏 名			
□ 現住所のとおり □ 転入した □ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入	年	月	日

3. 償還払いの振込先を記入してください(次のどちらかを選択し、□にレを入れてください。)

- □ 公金受取口座を利用する(利用する場合は口座情報の記入不要)
 - 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。
- □ 振込口座を指定する(※1)

金融機関名	預 金 種 目 🗆 普通 🗆 当座
銀行・信用金庫 支店	口 座 番 号
農協・信用組合 出張所	口座名義(カタカナ)

^{※1} 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

	フ		ナ			1	-/ -	LII.	〒			
1	施事	設業	• 名			所	在	地	電話:			
		契約して	こい	る利用料※2	□月額	•	円口	日額		円口	時間額	円
	フ	リガ	ナ						₸			
2	施事	設業	•			所	在	地				
٧	事	業	名						電話:			
		契約して	こい	る利用料※2	□月額		円口	日額		円口	時間額	円
	フ	リガ	ナ						 			
3	施事	設業	•			所	在	地				
0	事	業	名						電話:			
		契約して	こしい	る利用料※2	□月額		円 🗆	日額		円口	時間額	円

4	フ施事	リ ガ 設 業	ナ・名			所	在	地	〒 電話:		
		契約し	てい	√る利用料※2	□月額		円口	日額		円 🗆 時間額	円
	フ	リガ	ナ						₹		
(5)	施事	設業	•			所	在	地			
0	事	業	名						電話:		
		契約し	てい	る利用料※2	□月額		円口	日額		円 🗆 時間額	円
	フ	リガ	ナ						₸		
6	施事	設業	•			所	在	地			
	事	業	名						電話:		
		契約し	てい	ふ利用料※2	□月額		円口	日額		円 □ 時間額	円

※①~⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当 該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額 相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設 に支払った 月額利用料 (保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・ 病児保育・子育て 援助活動支援事業 に支払った月額合 計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して 小さい方)	
年 月	円	円	円	円	円	
年 月	円	円	円	円	円	
年 月 円		円	円	円	円	
	円					

- ※3 上記で記入した特定子ども・子育て支援の提供に係る支援提供証明書兼領収確認証明書添付してください。 また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。
- ※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。(小数点以下切り捨て)
- ※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなりま す。
 - ・月途中で認定期間が終了する場合、 又は別の市町村へ転出する場合の限度額:37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
 - ・月途中で認定期間が開始される場合、 又は別の市町村から転入した場合の限度額:37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数